

# 中川町妊婦のための支援給付のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するために妊婦さんへの支援給付を行います。支給にあたり、保健師などが妊娠や出産に関して疑問や不安にお応えします。



対象者 妊娠している方



支給時期 1回目 妊娠届出時

2回目 原則、出産後新生児訪問終了後

※2回目は、妊娠予定日8週間前以降で、保健師と面談(妊娠後期面談)を受けた後から支給が可能です。支給時期については、保健師にご相談ください。



支給額 1回目は5万円

2回目は妊娠している子どもの数×5万円



支給までの流れ ① 妊娠届出時、妊娠後期面談後または新生児訪問後に申請書を記入し、提出します。

② 町で審査の上、支給決定通知を発送します。

※妊娠届後の流産・死産の場合については支給の対象になります。詳しくは下記までお問合せください。

妊婦のための支援給付に関するお問合せ先

中川町役場住民課 社会福祉係・健康推進係

電話 01656-7-2813